

国の債権に係る情報の公表

内閣府(一般会計)

※沖縄総合事務局を含む

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	令和元年度							令和2年度							令和3年度									
	管理対象債権額			消滅額				管理対象債権額			消滅額				管理対象債権額			消滅額						
	前年度以前 発生未消滅 債権分	本年度発生分		前年度以前 発生分	本年度発生分			前年度以前 発生未消滅 債権分	本年度発生分		前年度以前 発生分	本年度発生分			前年度 以前発生 未消滅 債権分	本年度発生分		前年度以前 発生分	本年度発生分					
					うち 不納 欠損額	うち 不納 欠損額						うち 不納 欠損額	うち 不納 欠損額						うち 不納 欠損額	うち 不納 欠損額				
合 計	34,517	26,614	7,902	9,743	1,898	-	7,844	-	96,445	24,978	71,466	73,041	2,063	0	70,978	-	75,786	23,464	52,322	56,276	4,064	0	52,212	-
備 考	(主な管理対象債権額) 災害援護貸付金債権 26,583百万円 損害賠償金債権 3,022百万円 不動産売払代債権 2,512百万円			(主な消滅額) 災害援護貸付金債権 1,877百万円 損害賠償金債権 3,022百万円 不動産売払代債権 2,507百万円				(主な管理対象債権額) 災害援護貸付金債権 25,233百万円 損害賠償金債権 58,998百万円 返納金債権 9,135百万円			(主な消滅額) 損害賠償金債権 58,998百万円 不動産売払代債権 2,426百万円 返納金債権 9,135百万円				(主な管理対象債権額) 災害援護貸付金債権 22,173百万円 損害賠償金債権 48,248百万円 返納金債権 4,480百万円			(主な消滅額) 損害賠償金債権 48,248百万円 返納金債権 4,420百万円 災害援護貸付金債権 2,781百万円						

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第四百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

国の債権に係る情報の公表

内閣府(一般会計)

※沖縄総合事務局を含む

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

債権の種類	令和元年度末現在額								令和2年度末現在額								令和3年度末現在額								
	一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額
(部)政府資産整理収入	24,710	-	31	4	24,674	4	24,705	-	23,373	-	487	4	22,880	4	23,368	-	19,396	-	40	-	19,355	-	19,396	-	-
(款)回収金等収入	24,705	-	31	-	24,674	-	24,705	-	23,368	-	487	-	22,880	-	23,368	-	19,391	-	36	-	19,355	-	19,391	-	-
(項)貸付金等回収金収入	24,705	-	31	-	24,674	-	24,705	-	23,368	-	487	-	22,880	-	23,368	-	19,391	-	36	-	19,355	-	19,391	-	-
(目)災害援護貸付金債権	24,705	-	31	-	24,674	-	24,705	-	23,368	-	487	-	22,880	-	23,368	-	19,391	-	36	-	19,355	-	19,391	-	-
(款)国有財産処分収入	4	-	-	4	-	4	-	-	4	-	-	4	-	4	-	-	4	-	4	-	-	-	4	-	-
(項)国有財産売払収入	4	-	-	4	-	4	-	-	4	-	-	4	-	4	-	-	4	-	4	-	-	-	4	-	-
(目)不動産売払代債権	4	-	-	4	-	4	-	-	4	-	-	4	-	4	-	-	4	-	4	-	-	-	4	-	-
(部)雑収入	63	22	3	28	8	50	12	-	48	1	-	35	12	36	12	-	113	2	66	32	12	35	78	-	-
(款)国有財産利用収入	35	2	1	25	4	28	6	-	20	1	-	12	6	13	6	-	21	2	1	9	6	12	8	-	-
(項)国有財産貸付収入	33	2	1	23	4	26	6	-	18	1	-	10	6	11	6	-	19	2	-	9	6	12	6	-	-
(目)公務員宿舍使用料債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(目)物件貸付料債権	33	2	1	23	4	26	6	-	18	1	-	10	6	11	6	-	19	2	-	9	6	12	6	-	-
(項)利子収入	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-
(目)利息債権	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-
(款)諸収入	27	19	1	3	3	22	5	-	27	0	-	22	5	22	5	-	92	-	64	22	5	22	69	-	-
(項)弁償及返納金	22	19	-	3	-	22	-	-	22	0	-	22	-	22	-	-	82	-	59	22	-	22	59	-	-
(目)返納金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-	-	59	-	59	-	-	-	59	-	-
(目)損害賠償金債権	22	19	-	3	-	22	-	-	22	-	-	22	-	22	-	-	22	-	-	22	-	22	-	-	-
(項)雑入	5	-	1	-	3	-	5	-	5	-	-	5	-	5	-	-	9	-	4	-	5	-	9	-	-
(目)延滞金債権	5	-	1	-	3	-	5	-	5	-	-	5	-	5	-	-	9	-	4	-	5	-	9	-	-
合計	24,773	22	35	33	24,682	55	24,717	-	23,421	1	487	40	22,893	41	23,380	-	19,509	2	107	32	19,367	35	19,474	-	-

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(付表)

令和元年度

### 不納欠損額の内訳

一般会計

内閣本府

(単位:円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分停止)	該当なし						
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)					0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)					0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)					0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により債務者が免責)					0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定)					0	0	

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(付表)

令和2年度

### 不納欠損額の内訳

一般会計

内閣本府

(単位:円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分停止)	該当なし						
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)					0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)					0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)					0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により債務者が免責)					0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定)					0	0	

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(付表)

令和3年度

### 不納欠損額の内訳

一般会計

内閣本府

(単位:円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分停止)	該当なし			0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)				0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み)					0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)					0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み)					0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定によ り債務者が免責)					0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定)					0	0	

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているもので、端数において合計とは合致しないものがある。